

市民に対する不要不急の外出自粛の周知について

市民に対する不要不急の外出自粛の周知については、次のとおり実施していくこととする。

1 周知方法

(1) 防災行政無線の放送による周知

〔実 施 期 間〕 令和2年4月9日（木）～5月6日（水）

〔放送日及び回数〕 原則として、平日は1回、土日祝は2回

〔放 送 時 間〕 臨機応変に実施する

(2) 市ホームページ、飯能市メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、飯能市ご当地アプリによる周知

(3) 飯能日高ケーブルテレビによる周知（災害時緊急放送の協力に関する協定を活用）

2 周知内容

市民の皆様には、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛をお願いいたします。特に、「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」といった、いわゆる「3つの密」が重なる場への外出や集まりへの参加について自粛をお願いいたします。